

瀬戸市給与条例附則第21項の規定による給料月額に関する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第44号

瀬戸市給与条例附則第21項の規定による給料月額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）附則第21項の規定による給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員に対する通知)

第2条 任命権者は、給与条例附則第21項又は第22項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、市長が定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第21項の規定による給料月額その他同項及び給与条例附則第22項の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。